

## 金沢大学学術情報リポジトリ運用指針

図書館委員会

平成18年5月26日

(運用指針の根拠)

第1条 本運用指針は、金沢大学学術情報リポジトリ設置要項第2に基づいて、金沢大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運営に必要な事項を定めるものである。

(登録資格者)

第2条 リポジトリにコンテンツを登録できる者（以下「登録資格者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する又は在籍したことがある教職員及び指導教員が推薦する大学院生。
- (2) その他、附属図書館長（以下「館長」という。）が認めた者。

(登録要件)

第3条 リポジトリに登録できるコンテンツ（以下「登録コンテンツ」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 教育研究活動により創造された学術的な成果物等であること。
- (2) 登録資格者が主たる創造者であること。
- (3) 公開に当たり、法令・判例、金沢大学就業規則等の本学規定及び公序良俗に反しないこと。
- (4) ネットワークを通して安全に公開できること。

なお、これらの要件を満たさない場合は、その旨、登録資格者に通知するものとする。

(サービス要件)

第4条 登録コンテンツを公衆に供するに当たっては、次の要件を満たすものとする。

- (1) 提供されたコンテンツ（以下「提供コンテンツ」という。）の全文を複製し、書誌データを付与してリポジトリ用サーバに格納し、複製物及び書誌データを公開すること。
- (2) 私的利用のためのダウンロード、複製、引用等の著作権法で定める範囲内での利用を許諾すること。

(他の著作権者からの利用許諾)

第5条 提供コンテンツの著作権が複数の者に帰属する場合又は登録資格者以外に帰属する場合、登録資格者は他の著作権者に対し、第3条及び第4条で定める要件を、予め告知し、許諾を得ておくものとする。

(登録コンテンツの改廃)

第6条 登録コンテンツの変更及び削除等の改廃を希望する場合、登録資格者は館長に申請するものとする。

第7条 登録コンテンツに不適切な事実があると認めた場合、館長は登録資格者にその旨

通知するものとする。

第8条 第6条及び第7条に掲げた手続きが執られた場合、館長は図書館委員会の議を経て、登録コンテンツの改廃について必要な措置を講ずることができるものとする。

(免責事項)

第9条 登録コンテンツに関し係争が生じた場合、登録資格者及び著作権者が誠実に解決するものとする。

(その他)

第10条 本運用指針に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

(附則)

本運用指針は、平成18年6月1日から施行する。